

雇用ニュース

2004年1月



—静かな朝— (日立市) いばらき自然環境フォトコンテスト佳作 撮影者 野地 正治さん

**「人材の募集・確保は
ハローワークが応援します!!」**

— おもな内容 —

- 県内の雇用情勢 2
- 年頭にあたってのごあいさつ 3
- 雇用保険法施行規則の一部改正について 4
- 高年齢雇用継続給付の受給資格確認手続及び支給申請手続 5
- 「平成15年度茨城障害者雇用促進セミナー」を開催 6
- 就職面接会「マッチングプラザ2003」を開催 7
- 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

新規求人数が6か月連続（前年同月比）増加

新規求職者数は3か月ぶりの減少

1 概況

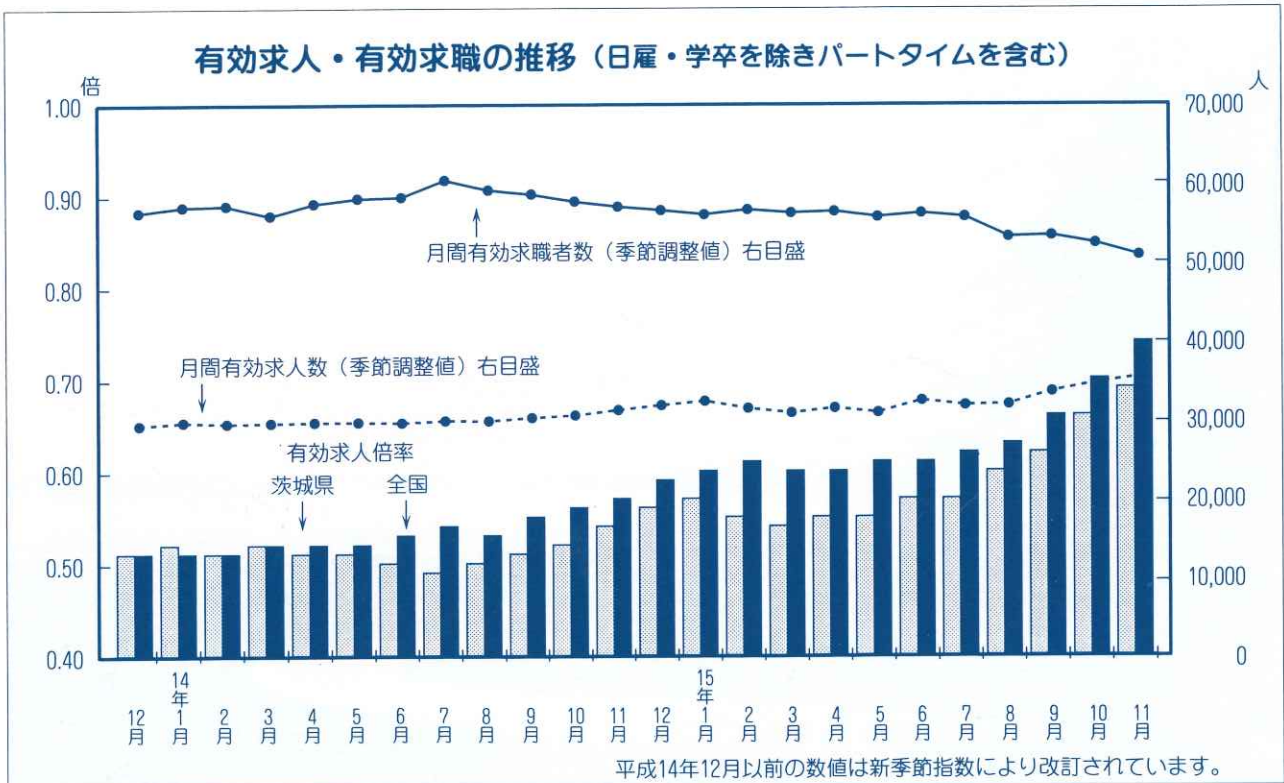
11月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は、前年同月に比較して6か月連続の増加となりました。サービス業及び製造業で増加幅が大きく、製造業においては17か月連続の増加となりました。

新規求職者数は、在職者及び無業者の増加（前年同月比）がみられたものの、事業主都合離職者の減少（同）から、前年同月比3か月ぶりの減少となりました。

有効求人数は35,868人となり前年同月比で13か月連続して増加（13.4%増）し、有効求職者数は50,013人で11.1%減少し8か月連続の減少となりました。

求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は0.69倍（季節調整値）と、前月を0.03ポイント上回りました。そうした中で、就職件数は3,438件となり前年同月比では2.2%減少し、26か月ぶりの減少となりました。

雇用保険受給者実人員は、前年同月との比較では16,255人となり28.1%減少しました。



2 新規求人の動き

新規求人数は12,535人となり、前年同月比で6.0%増加し、6か月連続の増加となりました。

産業別にみると、製造業（前年同月比12.6%増）、運輸・通信業（同10.6%増）、サービス業（同21.5%増）で増加し、建設業（同0.2%減）、卸・小売業（同16.6%減）及びその他の産業（同14.4%減）では減少しております。

規模別にみると、500人以上（前年同月比40.0%減）では減少しましたが、29人以下（同2.6%増）、30～99人（同19.6%増）、100～299人（同0.5%増）300～499人（同18.3%増）の規模区分で増加しております。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,614人となり前年同月に比較し25.1%減少し16か月連続の減少となりました。新規求職者数に占める割合は25.6%となり、前年同月（31.1%）に比べ5.5ポイント下回っております。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者の割合は12.1%を占めるとともに、前年同月比37.9%減少しております。

雇用保険受給者実人員は16,255人となり前年同月比28.1%減少し、13か月連続して減少しました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は10,205人となり前年同月比では8.9%減少しました。

雇用形態別の割合は、一般85.4%、パートタイム14.6%となっており、性別の割合は男性53.5%、女性46.5%となっております。

また、45歳以上の中高年齢者の占める割合は32.1%で前年同月（35.6%）を3.5ポイント下回っております。

年頭にあたってのごあいさつ



茨城労働局長
西野 博美

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、一年を通して完全失業率が5%を超え、茨城県の有効求人倍率（季節調整値）も平成14年4月以降連続して全国平均を下回って推移する

など、厳しい雇用情勢が続きました。

この間、茨城労働局においても、茨城県、関係機関と連携して、地域の実情に応じた雇用対策を実行し、雇用の確保・安定に努めてまいりました。

現在直面する最大の課題は、経済社会構造の変革に備えた雇用のセーフティネットの構築であるとの考えの下、具体的には、一昨年策定された「改革加速プログラム」にそった、離職者に対する再就職支援や雇用機会の創出に対する支援、市場のニーズを踏まえたキャリア形成の支援、求職者と企業等のマッチング機能の強化などの施策を講じてまいりました。

一方、制度面では少子高齢化の進行や経済・産業構造の変化、厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用保険制度、職業紹介事業・労働者派遣制度、労働契約や労働時間に関する制度の見直しが行われ、雇用保険法、職業安定法・労働者派遣法、労働基準法の改正がなされたところです。

さらに、高齢者雇用にかかる制度の見直しについて、所要の法律案が次期通常国会に提出されることとなっております。

今後においても、依然として厳しい雇用情勢及び構造改革が加速される中での雇用への影響に対応し、早期再就職を強力に促進するとともに、官民による労働力需給調整機能の強化を進めてまいります。

あわせて、地域の自主性を活かした雇用創出の促進、失業者の特性に応じたきめ細かな雇用対策を推進し、雇用再生の実現を図るため、決意を新たに全力で取り組むこととしております。

今後とも一層のご理解と御協力を賜りますよう御願ひ申し上げます。



職業安定部長
山形 澄晴

職業安定行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御支援をいただき心より御礼申し上げます。

県内の雇用失業情勢は厳しい状況が続いていますが、有効求人倍率が上昇するなど、持ち直しの動きがみられてお

ります。昨年は、求人数の増加、求職者数の減少と雇用保険受給者の減少傾向で推移しました。これは、前年と比較して、企業倒産件数の減少、製造業を中心に生産拠点の海外移転や事業の再編による雇用調整等の実施が一部にみられたものの、事業主都合離職者の減少、雇用保険法の改正による給付日数の削減等が背景にありました。

このような状況を踏まえた雇用対策は、より多くの求人を確保し、公共職業安定所の需給調整機能を強化するため、求人開拓推進員を活用した積極的な事業所訪問活動を行い、効果的な求人開拓・確保に努めてまいりました。

また、早期再就職の緊要度の高い求職者に対し、担当制により、個々のニーズに応じた計画的かつ体系的な支援を行う再就職支援プログラム事業実施して、求職者の再就職促進に取り組んでまいりました。

これまでの関係各位の御理解と御協力もあって就職件数が増加傾向にあるなど一定の成果をみております。

今後におきましては、若年者の雇用の深刻な状況に対応するため、昨年策定された「若者自立・挑戦プラン」に基づき、若年者トライアル雇用の積極的な活用や、茨城県が設置する若者のための「ワンストップサービスセンター」への支援など、若年者の職業的自立を促進し、若年失業者の増加傾向の転換に努めてまいります。

厳しい雇用失業情勢の中、本年を明るい年とするよう雇用の安定の実現に向けて全力で取り組んでまいります所存でございます。

本年も引き続き御支援を賜りますようよろしく御願ひ申しあげ年頭のごあいさつといたします。

事業主・被保険者のみなさんへ

雇用保険法施行規則の一部改正について

平成16年1月1日から施行されます

改正の趣旨

労働基準法の一部を改正する法律の施行（平成16年1月1日施行）に伴い有期労働契約期間の上限が延長されることを踏まえ、特定受給資格者となる離職理由のうち有期労働契約の更新に関わるものについて、その判断基準の見直しを行いました。

また、高年齢雇用継続給付の支給申請手続について、必要な見直しを行いました。

【改正の内容】

● 特定受給資格者となる離職理由の見直し

改正労働基準法の施行（平成16年1月1日施行）に伴い、有期労働契約期間の上限が従前の1年から3年（専門的知識等を有する労働者又は満60歳以上の労働者に係る有期労働契約の上限については、3年から5年）に延長されることから、従前1年以内の有期労働契約が2回以上更新されて3年以上継続して雇用されていた場合に、当該契約の更新を労働者が希望していたにもかかわらず、契約が更新されないことを特定受給資格者となる離職理由としていましたが、これを見直し、有期労働契約が更新されて（すなわち当該契約が1回以上更新されて）3年以上継続して雇用されていた場合に、当該契約の更新を労働者が希望していたにもかかわらず、契約が更新されないことを特定受給資格者となる離職理由とすることとしました。

※受給資格に係る離職の日が平成16年1月1日以後である基本手当の受給資格者について適用されます。

● 高年齢雇用継続給付の支給申請手続の見直し

改正雇用保険法の施行（平成15年5月1日施行）に伴い、被保険者が60歳以後最初に離職した場合の賃金月額算定の特例が廃止されたことから、

① 被保険者が60歳に到達した場合等における事業主の公共職業安定所長に対する賃金月額証明書の提出義務を廃止しました。

② 被保険者が高年齢雇用継続給付（基本給付金）の初回の支給申請を行う場合に当該支給申請書に「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」（以下「賃金証明書」といいます。）を添付するとともに、事業主は被保険者から求められた場合には、賃金証明書を交付しなければならないこととしました。

すなわち、60歳到達時等の賃金月額登録及び受給資格確認手続は、原則として初回の支給申請と同時に
行うこととなります。

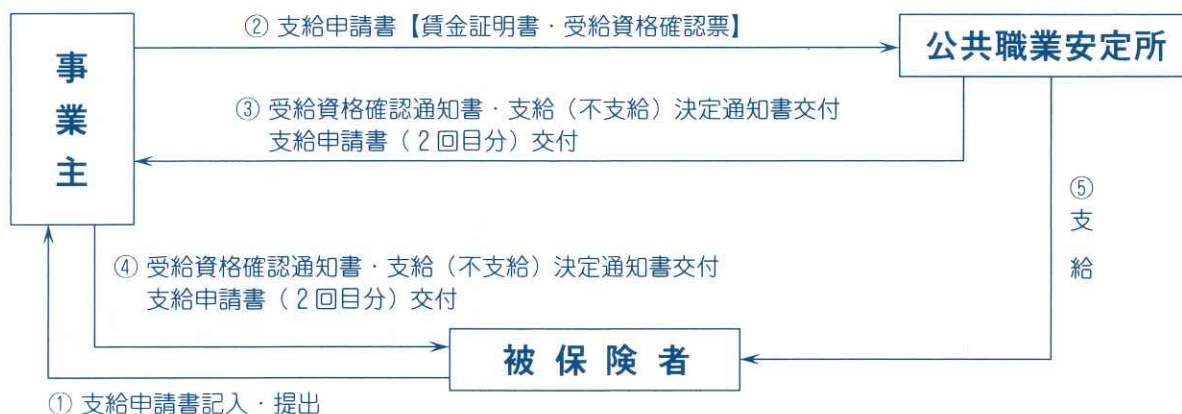
※ この支給申請に当たっては、従来どおり、できるだけ、事業主が支給申請書を提出することについて労使間で協定を締結した上で、事業主が行うようにしてください。

なお、受給資格等に係る照会のため、60歳到達時等における賃金登録及び受給資格確認票の提出を、基本給付金の最初の支給申請前に行うものとする。

● 高年齢雇用継続給付の受給資格確認手続及び支給申請手続

被保険者であった期間が通算して5年以上ある被保険者で、60歳到達後も継続して雇用され、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳到達時点の賃金の月額75%未満である方が高年齢雇用継続基本給付金の支給対象者となりますので、支給要件に該当し、支給申請を希望する場合には、公共職業安定所に支給申請書等を提出してください。

【高年齢雇用継続基本給付金の手続の流れ（初回の支給申請時）】



提出者

60歳に達した被保険者を雇用している事業主又は再度の提出を求められた事業主（受給資格を否認されたときに、その後受給資格を満たすこととなった場合）

提出書類

- ① 高年齢雇用継続給付支給申請書
- ② 払渡希望金融機関指定届（できるだけ下記②高年齢雇用継続給付受給資格確認票にあるものを使用してください。）

添付書類

- ① 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
- ② 高年齢雇用継続給付受給資格確認票
- ③ 支給申請書と賃金証明書の記載内容を確認できる書類（賃金台帳、労働者名簿、出勤簿など）及び被保険者の年齢が確認できる書類等（運転免許証か住民票の写し（コピーも可））

提出先

事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）

提出時期

支給を受けようとする最初の支給対象月（支給要件を満たし給付金の支給の対象となった月をいいます。）の初日から起算して4カ月以内

- （注意）
1. この改正内容は、平成16年1月1日以後に高年齢雇用継続基本給付金の初回の支給申請を行う方について適用されます。
 2. 2回目以降の支給申請や高年齢再就職給付金に係る受給資格確認及び支給申請手続には変更がありません。

※ 詳細については、公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

就職面接会 「マッチングプラザ2003」を開催



茨城労働局、雇用・能力開発機構茨城センター及び県北・県央地域に所在する各ハローワーク（日立、常陸太田、高萩、常陸大宮、水戸、笠間）は、12月1日、水戸市「ホテルレイクビュー水戸」を会場に、就職面接会「マッチングプラザ2003」を開催しました。

会場では一般求職者とともに平成16年3月新規大学等卒業予定者も多数参加し、新規・成長分野企業をはじめ、新分野へ事業展開をめざす企業など県北・県央地域を中心とした、90事業所の採用担当者が一堂に会しての面接会となりました。

なお、「就職面接会」への参加状況は下表のとおりで、参加事業所数が前年を上回り活発な面接・選考が実施されました。

各ハローワークでは、選考結果の確認を進めております。

区分	今回	前回	増減(%)
参加事業所数	90	80	12.5
参加求職者数	589	644	▲ 8.6
一般求職者	181	184	▲ 1.6
新規学卒者	408	460	▲ 11.3

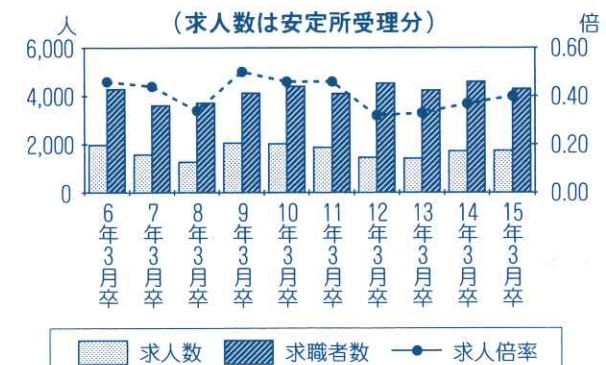
図1 新規短大卒業者の求人・求職の推移

茨城労働局職業安定部



図2 新規大学卒業者の求人・求職の推移

茨城労働局職業安定部



短期大学卒業者対象の就職環境を、求人倍率の推移(図1)で見ますと、15年3月卒業者に対する求人数は2年ぶりに増加に転じております。(就職決定率84.6%)

大学卒業者を対象としたもの(図2)については、求人数は僅かの増加にとどまり、就職決定率(15年3月68.9%)は前年を下回る厳しい結果となり、その未就職対策が重要な課題となっております。

～ 障害者の職域拡大を進めるために ～

「平成15年度茨城障害者雇用促進セミナー」を開催

職業を通じて社会参加を求める障害者の増加と厳しい経済・雇用環境の中で、再就職も厳しく、安定所の有効求職者も増加傾向にあります。

このような中、事業主の方はじめ、地域で福祉を通じ障害者支援業務に携わる関係者の方に、障害者の雇用と最近の障害者雇用対策等及び職域拡大の理解促進を図ることを目的として、茨城労働局・ハローワーク・(社)茨城県雇用開発協会・茨城障害者職業センターの共催により、15年11月28日(金)ホテルレイクビュー水戸において、「平成15年度茨城障害者雇用促進セミナー」が開催されました。

「セミナー」は、茨城労働局山形職業安定部長の主催者あいさつに続き、(社)日本経済団体連合会障害者雇用相談室の障害者雇用アドバイザー丹下一男氏による「状況変化の中の障害者雇用」と題した講演が実施されました。

この後、茨城労働局職業対策課の渡邊高齢・障害者雇用対策係長から「障害者雇用対策の現状と雇用支援制度の利用について」、茨城障害者職業センターの土井障害者職業カウンセラーから「ジョブコーチ支援を利用してみませんか」について、それぞれ説明されました。

出席者からは、「丹下氏の広い視野からの障害者雇用に対する考察と熱意を感じ啓発された。」「障害者雇用について非常にわかりやすく説明していただいた。」「ジョブコーチなど、自分が知りたかった話が聞けてよかった。」などの感想が寄せられ、好評のうちに閉会しました。



茨城県雇用関係主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数		月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給者実人員 (基本手当分)
	全数	うち2次産業	うち3次産業	全数	うち中高年	求人全数	求職全数		
12年度月平均	12,762	4,705	7,976	11,424	3,288	33,366	48,825	3,218	19,650
13年度月平均	11,963	3,567	8,303	12,927	3,724	31,151	53,472	3,266	21,413
14年度月平均	12,023	3,813	8,125	13,715	4,275	30,395	57,992	3,495	23,287
14年4月	11,861	3,588	8,165	20,031	7,321	29,328	61,610	3,622	21,749
5月	11,857	3,480	8,270	15,396	4,735	28,704	63,204	3,732	23,411
6月	10,740	3,419	7,254	13,285	4,351	27,652	61,241	3,511	23,400
7月	12,759	4,135	8,548	15,272	5,341	29,483	62,403	3,748	26,179
8月	12,116	3,808	8,211	11,858	3,298	29,460	59,546	3,171	26,373
9月	12,098	3,977	8,034	12,839	3,514	31,402	58,737	3,669	25,190
10月	13,493	4,540	8,884	14,479	4,478	32,446	59,681	3,837	25,040
11月	11,826	3,827	7,915	11,200	3,479	31,626	56,232	3,516	22,612
12月	10,209	3,317	6,842	8,543	2,654	30,148	51,623	2,889	22,480
15年1月	13,321	4,190	9,019	14,630	4,665	31,576	52,261	3,002	21,602
2月	12,133	3,893	8,156	13,068	3,623	31,447	53,133	3,302	21,106
3月	11,866	3,580	8,200	13,973	3,841	31,463	56,229	3,937	20,303
4月	12,982	4,009	8,839	18,541	6,118	31,100	60,394	3,854	19,919
5月	11,559	3,727	7,737	14,996	4,086	29,929	60,616	3,886	19,863
6月	12,422	3,713	8,602	13,183	3,632	30,333	58,895	3,715	19,749
7月	13,351	4,216	8,983	13,498	3,983	31,582	57,491	3,913	19,816
8月	12,217	3,899	8,186	11,324	3,021	31,577	53,472	3,296	18,775
9月	14,425	4,936	9,362	13,736	3,503	34,902	53,334	4,034	18,415
10月	15,500	5,237	10,132	14,660	4,119	36,808	54,096	4,207	17,790
11月	12,535	4,144	8,333	10,205	2,796	35,868	50,013	3,438	16,255
16年1月									
2月									
3月									
4月									

年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
12年度月平均	1.11	1.08	0.68	0.62	17.4	20.0	▲4.2	▲0.7	6.0	6.0	▲4.9	▲3.6	320	4.7
13年度月平均	0.93	0.96	0.58	0.56	▲6.3	▲3.7	13.2	8.6	1.5	1.8	9.0	7.5	348	5.2
14年度月平均	0.88	0.97	0.53	0.56	0.5	5.6	6.1	5.3	7.0	7.6	8.8	▲5.2	360	5.4
14年4月	0.83	0.90	0.51	0.52	▲4.7	▲1.7	27.1	16.8	6.7	7.5	23.7	8.5	375	5.3
5月	0.85	0.91	0.51	0.52	▲5.1	0.0	18.1	14.0	9.4	5.1	17.7	5.6	375	5.4
6月	0.84	0.92	0.50	0.53	▲12.5	▲3.0	11.0	6.1	5.6	3.4	19.4	3.8	368	5.4
7月	0.77	0.90	0.49	0.54	1.9	4.6	29.6	18.8	9.5	15.1	24.6	3.4	352	5.4
8月	0.90	0.95	0.50	0.53	▲1.2	1.0	▲0.3	1.6	1.7	6.2	19.7	▲0.7	361	5.5
9月	0.89	0.95	0.51	0.55	▲2.1	5.9	1.5	9.6	11.4	9.8	15.5	▲0.9	365	5.4
10月	0.91	0.98	0.52	0.56	2.9	10.7	▲1.7	2.6	3.5	8.7	8.3	▲5.3	362	5.5
11月	0.94	0.99	0.54	0.57	8.0	7.0	▲7.9	▲1.1	6.5	6.1	▲0.7	▲12.2	338	5.3
12月	0.94	1.02	0.56	0.59	9.8	12.6	▲4.2	▲1.7	4.6	11.5	▲1.1	▲13.0	331	5.3
15年1月	0.88	1.02	0.57	0.60	4.4	12.3	▲2.2	▲3.0	9.9	7.3	▲5.8	▲16.4	357	5.5
2月	0.86	0.99	0.55	0.61	3.1	10.1	0.0	▲0.5	2.9	5.7	▲5.2	▲18.1	349	5.2
3月	0.99	1.06	0.54	0.60	4.9	8.5	▲1.7	▲0.6	12.2	5.5	▲4.4	▲16.4	384	5.4
4月	0.98	1.03	0.55	0.60	9.5	8.0	▲7.4	▲5.4	6.4	0.6	▲8.4	▲18.5	385	5.4
5月	0.84	0.99	0.55	0.61	▲2.5	8.2	▲2.6	▲1.4	4.1	1.6	▲15.2	▲19.3	375	5.4
6月	0.98	0.96	0.57	0.61	15.7	12.6	▲0.8	7.0	5.8	8.7	▲15.6	▲17.2	361	5.3
7月	0.90	1.04	0.57	0.62	4.6	9.8	▲11.6	▲4.6	4.4	3.0	▲24.3	▲18.3	342	5.3
8月	0.95	1.08	0.60	0.63	0.8	9.0	▲4.5	▲5.2	3.9	1.9	▲28.8	▲20.0	333	5.1
9月	1.00	1.09	0.62	0.66	19.2	17.8	7.0	2.8	9.9	10.9	▲26.9	▲18.4	346	5.1
10月	1.04	1.21	0.66	0.70	14.9	15.9	1.3	▲5.5	9.6	5.6	▲29.0	▲20.8	343	5.2
11月	1.10	1.25	0.69	0.74	6.0	12.1	▲8.9	▲11.0	▲2.2	▲0.3	▲28.1	▲22.3	330	5.2
16年1月														
2月														
3月														
4月														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。 2. ▲印は減少を示す。
 3. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 4. 平成14年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。